

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局事業部一般廃棄物指導課 (06-6630-3275) 環境局事業部事業管理課(06-6630-3238)
処分担当名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業者への措置等
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第5項の規定により大阪市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者が違反行為等を行った場合に、大阪市長が必要な措置を講ずる。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則 (平成5年4月1日規則第49号) 第24条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html) 一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199500.html) 一般廃棄物収集運搬業者 (し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスプレイ汚泥) の指導監督処分取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000198757.html)
処分基準	市長の講ずる必要な措置 (第24条 違反業者に対する措置) 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき又は法第7条11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、必要な措置を講ずることができる。 (市長が行う不利益処分については、「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」や「一般廃棄物収集運搬業者 (し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスプレイ汚泥) の指導監督処分取扱要綱」参照)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html (規則) https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199500.html (要綱) https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000198757.html (要綱)
備考	